

# 青森県報

第二千九百九十三号

平成二十年  
十月三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

家畜伝染病の発生……………(畜産課)…

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課)…

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(港湾空港課)…

右 同……………(同)…

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課)…

右 同……………(同)…

建設業者の許可の取消し……………(西  
北地域  
民  
局)…

右 同……………(同)…

## 告 示

青森県告示第六百五十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

## 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨーネ病	牛	患畜	二	上北郡七戸町	平成 二〇・九 一六

一 申請のあった年月日  
平成二十年九月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人友

三 代表者の氏名  
高橋 秀磁

四 主たる事務所の所在地  
八戸市大字河原木字八太郎山三の一三八

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての障害を持つ人たち、とりわけフィリピンの障害者に対し、その自立と社会参加を促進するために、現地の介護スタッフと協力しながら支援活動をを行い、障害のある人が平等に尊厳を持って生活できるような社会の実現に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品の名称及び数量

液状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十年九月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

有限会社丸山銃砲火薬店青森支店

青森市大字八幡林字熊谷八

六 契約金額

一キロリットル 十九万八千九百七十五円

七 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書

書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十年八月四日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十七号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品の名称及び数量

粒状凍結防止剤供給単価契約一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十年九月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

有限会社丸山銃砲火薬店青森支店

青森市大字八幡林字熊谷八

六 契約金額

一トン 十四万八千五百円

七 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様書

書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十年八月四日

~~~~~  
開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の  
名称

十和田市大字三本木字稲吉一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

開発許可を受けた者の住所及び氏名  
(名称)

十和田市東二十三番町一六の六  
紺野商事 株式会社

開発行為に関する工事が完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律 第三百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の  
名称

三沢市大字三沢字戸崎一〇の一、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

開発許可を受けた者の住所及び氏名  
(名称)

三沢市深谷 丁目九四の三〇三  
株式会社 中屋敷建設

開発行為に関する工事が完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律 第三百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の  
名称

三沢市大字三沢字流平六八の一、九、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

開発許可を受けた者の住所及び氏名  
(名称)

三沢市松原町二丁目三二の三八七七  
中川 誠一

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社水口建設

二 代表者の氏名 水口 忠彦

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島二八五の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第八五九三号

五 取消年月日 平成二十年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

石、管、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社水口建設

二 代表者の氏名 水口 忠彦

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島二八五の三

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第八五九三号

五 取消年月日 平成二十年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭